

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年4月1日
【計算期間】	第20期計算期間(自 2023年3月28日 至 2023年9月25日)
【発行者(受託者)名称】	株式会社りそな銀行
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩 永 省 一
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	りそな銀行 信託年金サポート部 グループリーダー 並 木 哲 雄
【連絡場所】	東京都江東区木場1丁目5番65号
【電話番号】	03(6704)2111(代表)
【発行者(委託者)氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年12月22日に提出いたしました第20期(自 2023年3月28日 至 2023年9月25日)に係る有価証券報告書について、訂正すべき事項がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正の内容】

( 下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。 )

### 第1【信託財産の状況】

#### 3 【信託の仕組み】

##### (1) 【信託の概要】

【信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項】

(c) 収益の分配方針について

3) 収益金の内容について

c) 収益金の課税上のお取扱い( )

(訂正前)

< 略 >

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はございません。当信託は、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用はございません。

当信託は、少額貯蓄非課税制度(「マル優制度」)はご利用になれません。

( ) 課税上のお取扱いは、2023年11月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

(訂正後)

< 略 >

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はございません。当信託は、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用はございません。

当信託は、少額貯蓄非課税制度(「マル優制度」)はご利用になれません。

( ) 課税上のお取扱いは、2024年3月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

## (e) 運用管理態勢について

(訂正前)

&lt; 略 &gt;

上記態勢は、2023年11月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(訂正後)

&lt; 略 &gt;

上記態勢は、2024年3月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 【その他】

## (b) 費用について

## 2) 間接的にご負担いただく費用

## a) 信託報酬

(訂正前)

信託財産の運用およびそれに伴う調査、基準価額の計算、開示資料の作成、信託財産に係る情報提供、信託財産の管理その他の信託事務の対価として、信託報酬を信託財産の中からいただきます。信託報酬は、計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して、年率1.25%の信託報酬率を乗じて得た額とします。

&lt; 略 &gt;

(訂正後)

信託財産の運用およびそれに伴う調査、基準価額の計算、開示資料の作成、信託財産に係る情報提供、信託財産の管理その他の信託事務の対価として、信託報酬を信託財産の中からいただきます。信託報酬は、計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して、年率0.7% ( ) の信託報酬率を乗じて得た額とします。

( ) 2024年3月31日以前の信託報酬率は年率1.25%です。

&lt; 略 &gt;

## (2) 【受益権】

## 解約請求権

## (b) 受益者からの解約について

## 3) 解約時の利益の課税上のお取扱い( 1)

(訂正前)

&lt; 略 &gt;

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はございません。当信託は、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用はございません。

( 1) 課税上のお取扱いは、2023年11月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

&lt; 略 &gt;

(訂正後)

&lt; 略 &gt;

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、投資信託に適用される税制の適用はございません。当信託は、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用はございません。

( 1) 課税上のお取扱いは、2024年3月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

&lt; 略 &gt;

## (c) 強制終了について

## 2) 強制終了時の利益の課税上のお取扱い( 1)

(訂正前)

&lt; 略 &gt;

当信託は、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用はございません。

( 1) 課税上のお取扱いは、2023年11月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

&lt; 略 &gt;

(訂正後)

&lt; 略 &gt;

当信託は、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用はございません。

( 1) 課税上のお取扱いは、2024年3月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

&lt; 略 &gt;

### 第3 【受託者、委託者及び関係法人の情報】

#### 1 【受託者の状況】

##### (1) 【受託者の概況】

受託者の機構

(訂正前)

(a) 当社の機構内容(2023年11月1日現在)

< 略 >

(b) 投資運用の意思決定機構

< 略 >

上記態勢は、2023年11月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(訂正後)

(a) 当社の機構内容(2024年3月1日現在)

< 略 >

(b) 投資運用の意思決定機構

< 略 >

上記態勢は、2024年3月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 3 【その他関係法人の概況】

(訂正前)

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】	名称	株式会社日本カストディ銀行	りそなアセットマネジメント株式会社
	資本金の額 (2023年11月1日現在)	510億円	10億円
	事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。	金融商品取引法に定める投資運用業務を営んでいます。
(2)【関係業務の概要】	株式会社日本カストディ銀行は指定単独運用信託の受託者である当社との間の再信託契約に基づき、指定単独運用信託の信託財産の管理、指定単独運用信託の受託者の指図に従った有価証券の売買の執行、余裕金の運用などの指定単独運用信託に関する信託事務を行います。		りそなアセットマネジメント株式会社は指定単独運用信託の受託者である当社との間の投資一任契約により付与された権限に基づき、指定単独運用信託の運用を行います。
(3)【資本関係】	当社は、関係法人の株式16.7%を保有しています。 (2023年11月1日現在)		当社の親会社である株式会社りそなホールディングスは、関係法人の株式100%を保有しています。 (2023年11月1日現在)
(4)【役員の兼職関係】	該当事項はありません。		下記の者は当社の役員を兼務しております。 (2023年11月1日現在) 社外取締役 杉本 仁美 (りそな銀行 取締役)
(5)【その他】	該当事項はありません。		該当事項はありません。

(訂正後)

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】	名称	株式会社日本カストディ銀行	りそなアセットマネジメント株式会社
	資本金の額 (2024年3月1日現在)	510億円	10億円
	事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。	金融商品取引法に定める投資運用業務を営んでいます。
(2)【関係業務の概要】		株式会社日本カストディ銀行は指定単独運用信託の受託者である当社との間の再信託契約に基づき、指定単独運用信託の信託財産の管理、指定単独運用信託の受託者の指図に従った有価証券の売買の執行、余裕金の運用などの指定単独運用信託に関する信託事務を行います。	りそなアセットマネジメント株式会社は指定単独運用信託の受託者である当社との間の投資一任契約により付与された権限に基づき、指定単独運用信託の運用を行います。
(3)【資本関係】		当社は、関係法人の株式16.7%を保有しています。 (2024年3月1日現在)	当社の親会社である株式会社りそなホールディングスは、関係法人の株式100%を保有しています。 (2024年3月1日現在)
(4)【役員の兼職関係】		該当事項はありません。	下記の者は当社の役員を兼務しております。 (2024年3月1日現在) 社外取締役 杉本 仁美 (りそな銀行 取締役)
(5)【その他】		該当事項はありません。	該当事項はありません。

## 第4 【参考情報】

(訂正前)

< 略 >

2023年6月23日 第19期計算期間(自 2022年9月27日 至 2023年3月27日)有価証券報告書

2023年6月23日 募集事項等記載書面

(注) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

- ・ 本書に記載されている運用管理態勢・リスク管理体制は、2023年11月1日現在におけるものであり、今後組織変更等により変更になることがあります。

< 略 >

(訂正後)

< 略 >

2023年6月23日 第19期計算期間(自 2022年9月27日 至 2023年3月27日)有価証券報告書

2023年6月23日 募集事項等記載書面

(注) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

2023年12月22日 第20期計算期間(自 2023年3月28日 至 2023年9月25日)有価証券報告書

(注) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第7条第4項の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を提出したものとみなされます。

2023年12月22日 有価証券届出書の訂正届出書

2024年4月1日 有価証券届出書の訂正届出書

- ・ 本書に記載されている運用管理態勢・リスク管理体制は、2024年3月1日現在におけるものであり、今後組織変更等により変更になることがあります。

< 略 >